

横浜市多機能型拠点事業運営実施要綱

制 定 平成 24 年 3 月 29 日健障支第 4191 号（副市長決裁）

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日健障支第 4455 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市多機能型拠点（以下「多機能型拠点」という。）事業運営の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号。）の定めによるもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 多機能型拠点は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等やその家族の地域での生活を支援するために、必要なサービスを一体的に提供する機能を持つ拠点として設置する。

（利用対象者）

第 2 条 この事業の利用対象者は、医療的ケアが必要である次の各号に該当する者とする。

- (1) 重症心身障害児・者
- (2) 遷延性意識障害の状態にあるもの
- (3) 難病等の状態にあるもの
- (4) その他、多機能型拠点の利用が適当と思われるもの

（運営主体）

第 3 条 多機能型拠点の設置運営主体は、別に定める募集要領に基づく公募により選定した法人（以下「運営主体」という。）とする。

（事業の実施）

第 4 条 運営主体は次の点に最大限留意し、多機能型拠点の運営を行わなければならない。

- (1) 相談支援機能を窓口として、在宅及び在宅を目指す利用対象者の相談を広く受けるべきこと。
- (2) 多機能型拠点の利用に限定することなく、利用者の個別のニーズに応じて、必要とされるフォーマルサービス又はインフォーマルサービスの紹介・利用調整を通じて、在宅及び在宅を目指す利用対象者とその家族の地域生活を支援すべきこと。
- (3) 多機能型拠点の備える機能を最大限に活用しつつ、定期的なレスパイトや緊急的利用等を受け入れ、また、レクリエーションの機会を提供することにより、在宅及び在宅を目指す利用対象者とその家族を支援すべきこと。
- (4) 多機能型拠点は原則、休所日を設けないこと。ただし、休所することが必要であると認めるときは、年度ごとに書面をもって市長と協議すること。
- (5) 利用対象者が送迎を必要とする場合、別表 1 に定める地域においては可能な限り対応すべきこと。
- (6) 相談支援機能で収集した在宅及び在宅を目指す利用対象者とその家族の抱える課題を集約・整理・代弁し、他の多機能型拠点、行政機関、医療機関、障害者施設、関係団体及び関係機関等と連携し、解決に向けて体制づくりを行うべきこと。

(必須事業)

第5条 多機能型拠点の必須事業は次のとおりとする。ただし、第8号については、南西部及び北西部の多機能型拠点においては任意事業とする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 短期入所事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 診療所運営
- (5) 訪問看護
- (6) 居宅介護
- (7) 地域交流の促進
- (8) 生活介護事業

(任意事業)

第6条 多機能型拠点の任意事業は次のとおりとする。

- (1) 自主事業
- (2) 計画相談
- (3) 放課後等デイサービス事業
- (4) 児童発達支援事業
- (5) その他市長が認める事業

2 任意事業は、事業開始時までには横浜市と運営主体で協議のうえ決定する。

3 任意事業は、市長の定めるところにより、多機能型拠点ごとに必須事業とすることができる。

(事業内容)

第7条 第5条第1項第1号の相談支援機能は次の事項を行わなければならない。

- (1) 利用対象者の地域生活支援の中核機関として、専門性を有する相談支援をおこなうこと。
- (2) 相談支援機能は、多機能型拠点の利用調整にとどまらず、地域で生活をする利用対象者とその家族の生活全般の相談に応じること。
- (3) 相談支援機能は、児童相談所や区役所、近隣医療機関、他の障害者施設と連携し、利用者の意見を反映した必要な支援を行うこと。
- (4) 相談支援機能は、多機能型拠点の登録者に対し常時相談支援に応じること。

2 第5条第1項第2号の短期入所事業は、法及び横浜市障害者短期入所事業実施要綱（平成15年4月福障福第71号）に基づき実施すること。

3 第5条第1項第3号の日中一時支援事業は、横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年9月横浜市規則第129号）並びに横浜市障害児・者日中一時支援事業要綱（平成18年10月健障福第2390号）に基づき実施すること。

4 第5条第1項第4号の診療所は、外来及び外来で受診することが困難な在宅の利用対象者への訪問診療等の支援を、医療法（昭和23年法律205号）に基づき実施し、次の事項を行わなければならない。

- (1) 診療に当たっては、当該利用対象者の主治医等と連絡を密に図ること。
- (2) 訪問診療は、当該利用対象者が訪問診療を必要とする場合、原則として対応すること。

- 5 第5条第1項第5号の訪問看護は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき実施し、在宅で暮らす利用対象者へ看護師等が家庭を訪問し、症状や療養生活を見守り適切な判断に基づき支援並びに助言等を行うこと。
- 6 第5条第1項第6号の居宅介護は、法第77条及び横浜市障害者ホームヘルプ事業実施要綱（平成18年10月健障福第3190号）、横浜市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年10月健障福第3343号）及び介護保険法に基づき実施すること。
- 7 第5条第1項第7号の地域交流の促進では、レクリエーション等を通じ障害者の自主的な活動、及び地域住民との交流を図るための場を提供すること。
- 8 第5条第1項第8号の生活介護事業（障害福祉サービス事業）を実施する場合には、法及び同法関係法令等に基づき実施すること。
- 9 第6条第1項第1号の自主事業を実施する場合には、地域ニーズ等を把握し運営主体が利用対象者及びその家族等を対象とした事業を行うこと。
- 10 第6条第1項第2号の計画相談を実施する場合には、地域ニーズ等を把握し運営主体が利用対象者を対象とした事業を行うこと。
- 11 第6条第1項第3号の放課後等デイサービス事業を実施する場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき実施すること。
- 12 第6条第1項第4号の児童発達支援事業を実施する場合には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき実施すること。

（施設整備の要件）

第8条 多機能型拠点とは、第5条に掲げる事業実施のため、次の設備を備えるものとする。

- (1) 診療所
- (2) 相談室
- (3) 短期入所室
- (4) 作業室・訓練室
- (5) 地域交流室
- (6) 食堂・調理室
- (7) 事務室
- (8) トイレ
- (9) 浴室
- (10) 倉庫・収納スペース
- (11) 駐車場
- (12) その他、実施事業に必要な諸室

2 多機能型拠点の建設又は整備は、運営主体が行う。

（運営主体の責務）

第9条 運営主体は、サービス提供に当たり、利用対象者の人権を尊重するとともに、法令及びこの要綱を遵守し、その事業を実施しなければならない。

(職員の配置の基準等)

第 10 条 多機能型拠点の運営主体の職員構成は、施設長、医師、看護師、社会福祉職、生活支援員、事務員、その他職員とする。

- (1) 施設長が兼務できる職種は、医師、看護師、社会福祉職、生活支援員及び事務員とする。
- (2) 施設長は常勤でなければならない。

2 職種は相互に連携をとり、運営をすすめなければならない。

(利用方法)

第 11 条 多機能型拠点の利用を希望する者は、原則として事前相談を通じて、必要な支援を受けることができる。

2 相談によって他施設や病院等の利用がふさわしいと運営主体が判断する場合には、運営主体は利用者とは相談のうえで、原則として他の利用先を探さなければならない。

(運営委員会の設置)

第 12 条 多機能型拠点の運営にあたっては、概ね次に掲げるものをもって構成する運営委員会を設置しなければならない。

- (1) 運営主体代表
- (2) 職員代表
- (3) 障害者地域活動ホーム代表
- (4) 障害福祉施設代表
- (5) 地域障害者団体代表
- (6) 関係医療機関
- (7) 地域住民団体代表
- (8) 地域ボランティア団体代表
- (9) 区社会福祉協議会役職員
- (10) 行政職員
- (11) その他、多機能型拠点の運営にあたり必要な者

(運営委員会の役割)

第 13 条 運営委員会は、運営主体から独立した機関として、多機能型拠点の運営に関する次の事項について協議を行い、これに基づき運営主体は協議内容を尊重した施設運営を行う。

- (1) 多機能型拠点の事業及び利用者に関すること。
- (2) 地域の利用対象者の生活支援に関すること。
- (3) 地域との連携に関すること。
- (4) その他、多機能型拠点の運営にあたり必要と認める事項。

(連絡調整会議)

第 14 条 多機能型拠点は、運営において多機能型拠点間のサービスの平準化や情報交換のために、他の多機能型拠点や関係施設などによる連絡調整会議を定期的を開催しなければならない。

(事業実施の留意点)

第 15 条 運営主体は、次に掲げる事項に留意し、事業を実施しなければならない。

- (1) 法及び関係法令を遵守して適切な運営に努めること。
- (2) 横浜市と密接な連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- (3) 利用者や家族等の安全安心に配慮し、医療や福祉の連携をとった運営を行うこと。
- (4) 利用者及び関係者の秘密が守られるよう万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- (5) 事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の事業者との交流等の機会をとらえ、医療や支援技術の向上を図るための研鑽に積極的に努めること。

(事業の周知)

第 16 条 運営主体は、利用対象者や家族等に対して、多機能型拠点に関する事業目的や利用方法等を積極的に広報周知しなければならない。

(実施状況の報告)

第 17 条 運営主体は、事業の実施状況について、別に定める様式により期限内に市長に報告しなければならない。

(苦情解決)

第 18 条 運営主体は、事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

- (1) 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口及び解決責任者並びに第三者委員を設置する等の措置を講じること。
- (2) 利用者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力するとともに、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(補助金等の交付)

第 19 条 多機能型拠点の設置、運営に必要な経費については、予算の定める範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては別に定める。

(調査)

第 20 条 市長は事業の運営に対して、必要があると認めるときは、必要な書類や帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるものの他、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条）

送迎の対象地域

多機能型拠点	管轄地域
北西部	緑区、青葉区、都筑区
北東部	鶴見区、港北区
西部	旭区、泉区、瀬谷区
中央部	神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区
南西部	港南区、戸塚区、栄区
南東部	南区、磯子区、金沢区